

[商品概要説明書]

ながぎんゴールド・ワン (GOLD ONE)

1 商品名 (愛称)	・満期日繰上特約付定期預金 (愛称:ながぎんゴールド・ワン (GOLD ONE))
2 ご利用いただける方	・個人のお客さま (個人事業主のお客さまを含みます。)
3 期 間	・最長 8 年 (4 年経過時に満期繰上げとなる場合もあります。) または最長 4 年 (3 年経過時に満期繰上げとなる場合もあります。) ・自動継続の取扱いはできません。
4 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上 ・1万円単位
5 払 戻 方 法	・最長預入期間 8 年の場合は、満期日が繰上げられる場合は 4 年経過時に、繰上げられない場合は 8 年経過時に一括して払戻します。 ・最長預入期間 4 年の場合は、満期日が繰上げられる場合は 3 年経過時に、繰上げられない場合は 4 年経過時に一括して払戻します。
6 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税 方 法 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率 × 100%、小数点第 4 位以下切捨て) により計算します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・利息の 20% (国税 15%、地方税 5%) が分離課税されます。 ・金利は窓口でお問い合わせください。
7 手 数 料	
8 付加できる特約事項	

9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約は原則できません。 ・当行がやむを得ないものと認め、満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する諸費用を当行所定の計算により算出し、これを損害金として本預金から差引いた上で、元本をお支払いします。この場合、元本割れを生じる可能性があります。
10 満期日繰上特約	<ul style="list-style-type: none"> ・最長預入期間8年の場合は、満期繰上判定日（4年経過時の1ヶ月前）に、4年で満期とするかどうか市場動向等により当行が判断します。 ・最長預入期間4年の場合は、満期繰上判定日（3年経過時の1ヶ月前）に、3年で満期とするかどうか市場動向等により当行が判断します。
11 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。 ・現在は、新規預入のお取扱はしておりません。